



成迫社会保険労務士法人
松本事務所 TEL 0263-33-2223
長野事務所 TEL 026-291-4152

株式会社 経理代行
松本事務所 TEL 0263-38-7300
長野事務所 TEL 026-291-4160
飯田事務所 TEL 0265-25-0261

年金制度改正法が成立しました

令和2年5月29日に、年金制度改正法が成立し令和2年6月5日に公布されました。今後の急速な人口減少を見据え長期的な経済基盤の充実を図るための改正となりますが、多くの中小企業、労働者へ影響を与える改正であるため、令和4年の適用ではありませんがお知らせいたします。

改正内容	時期	主な内容
①被用者保険の適用拡大	令和4年10月～(※100人超規模) 令和6年10月～(※50人超規模)	週所定労働時間20時間以上、 月額賃金8.8万円以上等の 労働者が加入対象に
②在職老齢年金制度 (60～64歳)の見直し	令和4年4月～	在職中年金の支給が停止される 基準を、 現行の28万円→47万円に変更
③受給開始時期の 選択肢の拡大	令和4年4月～	年金の受給開始年齢を 75歳まで選択可能に
④確定拠出年金の 加入要件の見直し等	令和4年4月～ 令和4年5月～	加入可能年齢の引き上げ 年金の受給開始年齢の引き上げ

※「従業員数」は、適用拡大以前の社会保険加入者数で判断

最も注目すべき改正点としては、①の「被用者保険の適用拡大」です。現在、年収130万円を超えないように扶養の範囲内で働いている労働者は、週所定労働時間20時間以上、月額賃金8.8万円以上などの要件に該当した場合、自身で社会保険に加入する必要が生じます。将来受給できる年金額が増えるというメリットはあるものの、扶養から外れ社会保険料が発生することで、

- 現在の手取額より減ってしまう可能性がある点
 - 企業にも同額の負担が発生するため、法定福利費が増大する点
- には注意が必要です。



対策としては、新たな加入対象者と今後の働き方について面談をし、

- 扶養に入り続ける場合→就業時間、収入を社会保険加入要件未満に抑える
 - 社会保険に加入する場合→就業時間の延長、正社員化の検討、人件費の増大への対応
- などが考えられます。

改正前に着手することで、キャリアアップ助成金の「正社員化コース」や「労働時間延長コース」に該当する場合があります。詳しくは弊社担当者までご相談ください。

徳武 郁人

テレワーク中の「中抜け時間」に留意する必要があります

新型コロナウイルスの影響によりテレワーク導入が拡大している中、労務管理でお困りのことはありませんか。今回はテレワーク中に私用により職務を離れた場合の留意点をご案内致します。

使用者が業務の指示をしないこととし、労働者が労働から離れ自由に利用することが保障されている場合

- ①開始と終了を報告し休憩時間として扱いニーズに応じて就業時間を調整
- ②時間単位の年次有給休暇として扱うことが可能

※上記①就業規則に記載、②労使協定の締結等要件があります



テレワークを行う場合においても労働基準関係法令が適用され遵守する必要があります。この機会に就業規則の見直しをご検討されてはいかがでしょうか。

堀田 莉紗